

# 兵庫県警察処務規程

昭和 39 年 4 月 1 日

本部訓令第 6 号

## 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫県警察における一般的な事務処理（捜査指揮に係るものを除く。）について必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 章 代決及び専決

### 第 1 節 代決

(本部長決裁事項の代決)

第 2 条 警察本部長（以下「本部長」という。）が出張、休暇その他の理由により不在のときは、本部長が指名する部長、神戸市警察部長（以下「市警察部長」という。）、方面本部長又は警察学校長（以下「学校長」という。）が、別表第 1 の本部長決裁事項について、代理の旨を表示して決裁することができる。

(部長専決事項の代決)

第 3 条 部長が出張、休暇その他の理由により不在のときは、部長が指名する参事官又は部の庶務担当課の長（以下「庶務担当課長」という。）が、部長専決事項について、代理の旨を表示して決裁することができる。

(市警察部長決裁事項等の代決)

第 4 条 市警察部長が出張、休暇その他の理由により不在のときは、神戸市警察部庶務課長が、市警察部長決裁事項又は専決事項について、代理の旨を表示して決裁することができる。

(サイバーセキュリティ・捜査高度化センター長の決裁事項等の代決)

第 4 条の 2 サイバーセキュリティ・捜査高度化センター長（以下「サイバーセンター長」という。）が出張、休暇その他の理由により不在のときは、サイバーセキュリティ・捜査高度化センター副センター長が、サイバーセンター長の決裁事項又は専決事項について、代理の旨を表示して決裁することができる。

(所属長専決事項の代決)

第 5 条 所属長（警務部監察官（以下「監察官」という。）及び警務部訟務官を含み、警察署長（以下「署長」という。）を除く。以下この章及び別表第 1 において同じ。）が出張、休暇その他の理由により不在のときは、所属長が指名する次席、副隊長、副校長、管理官、参事、調査官又は副参事が、所属長専決事項について、代理の旨を表示して決裁することができる。

(署長決裁事項等の代決)

第 6 条 署長が出張、休暇その他の理由により不在のときは、副署長又は次長が、署長決裁事項又は専決事項について、代理の旨を表示して決裁することができる。

(代決の制限)

第 7 条 第 2 条から前条までに規定する代決は、緊急を要する事項及びあらかじめ被代決者が指示した事項に限りすることができる。

2 代決で処理したものについては、事後速やかに後閲を受けなければならない。

### 第 2 節 専決

(部長等及び所属長の専決事項)

- 第8条 部長、市警察部長、方面本部長及びサイバーセンター長並びに所属長の専決することができる事項は、別表第1のとおりとする。
- 2 部長は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により専決することができる事項のうち、事務処理上特に必要があると認めるものを、その指名する参事官に専決させることができる。
- (次席等の専決事項)
- 第9条 次席、副隊長、副校長、管理官、参事、調査官、副参事、主幹及び所属長補佐の専決することができる事項は、別表第1のとおりとする。
- 2 所属長は、前項の規定にかかわらず事務処理上必要があるときは、公安委員会の権限に属する事務を除き、別表第1に掲げる事務及び次条に規定する別表第2に掲げる事務と同程度の事務を、次席、副隊長、副校長、管理官、参事、調査官、副参事、主幹又は所属長補佐に専決させることができる。
- (署長の専決事項)
- 第10条 署長の専決事項は、別表第2のとおりとする。
- (署の副署長等の専決事項)
- 第11条 警察署（以下「署」という。）の副署長、次長、担当官（兵庫県警察組織規程（昭和58年兵庫県警察本部訓令第2号）第36条第1項に規定する担当官をいう。以下同じ。）及び課長の専決することができる事項は、別表第2のとおりとする。
- 2 署長は、前項の規定にかかわらず事務処理上必要があるときは、公安委員会の権限に属する事務を除き、別表第2に掲げる事務と同程度の事務を、副署長、次長、担当官又は課長に専決させることができる。
- (署長が指定する交番及び駐在所の専決事項)
- 第12条 署長が指定する交番及び駐在所において勤務する者の専決することができる事項は、別表第3のとおりとする。
- (専決の制限)
- 第13条 第8条から前条までの専決は、重要、異例又は疑義のあるものについては、それぞれ本部長、市警察部長又は署長の指揮を受けなければならない。
- (専決の準用)
- 第14条 第8条及び第10条の規定により専決することができる者は、それぞれ新たに所管することとなった事務について、その内容が専決事項と同程度の場合は、専決に準じて処理することができる。
- 第3章 会議
- (本部の会議)
- 第15条 警察運営及び事務処理に関し、協議、連絡若しくは調整を図り、又は指示、命令等を必要とする場合は、警察本部（以下「本部」という。）において、次に掲げる会議のほか、必要な会議を開くものとする。
- (1) 部長会議
- (2) 庶務担当課長会議
- (3) 署長会議
- (4) 主務者会議
- 2 前項の会議の事務は、部長会議及び署長会議にあつては総務部総務課（以下「総務課」という。）が、庶務担当課長会議にあつては警務部警務課が、主務者会議にあつては会議の議事を主管する課、室、所、場及び隊がそれぞれ処理するものとする。
- 3 第1項各号の会議の要領は、別に定める。
- (署の会議)

第16条 署長は、署運営の効率化を図るため、随時会議を開くものとする。

2 会議の要領は、署長が定めるものとする。

#### 第4章 削除

第17条 削除

#### 第5章 市民応接

(心構え)

第18条 市民応接は、親切丁寧を旨とし、市民に係る事務は、迅速確実に処理しなければならない。

(願い届け等の受理)

第19条 市民からの願い届けを受理したときは、直ちに願い届け処理簿(様式第1号)に登載し、又は所定の帳票等に記載して、その処理状況を明らかにしておかなければならない。

2 願い届けその他の書類は、書式文例に違うものがあったとしても、支障のない限り、適宜補正させて受理しなければならない。

(市民への連絡要領)

第20条 願い届けその他(犯罪捜査に関連するものを除く。)に関し、関係者の来署を求めるときは、文書によって行わなければならない。この場合において、軽易又は急を要するものは、文書に代えて口頭、電話その他の方法によることができる。

#### 第6章 報告

(職員の報告)

第21条 兵庫県警察職員(以下「職員」という。)は、別に定めるもののほか、命じられた事項、職務上当然報告しなければならない事項及び警察事務処理上の参考となる事項(以下「要報告事項」という。)を、書面又は電磁的記録で、所属長に報告しなければならない。この場合において、要報告事項のうち、重要又は異例で急を要するものについては、当該報告に先立って、口頭又は電話により即報しなければならない。

2 前項の報告を書面で行う場合は、報告用紙(様式第2号)によって行うことができるものとする。この場合において、報告用紙による報告を行ったときは、報告登載簿(様式第3号)に所要事項を記載しておかなければならない。

3 電話又は口頭により要報告事項を認知したときは、前項の規定にかかわらず、電話等用紙(様式第3号の2)を用いることができる。この場合において、報告登載簿への登載は要しない。

(本部長への報告)

第22条 所属長は、別に定めるもののほか、前条第1項の規定により要報告事項の報告を受けた場合その他要報告事項を認知した場合において、当該事項が本部長への報告を要すると認められるときは、当該事項に係る事案を主管する本部の所属の長(以下「主管課長」という。)を経由して、本部長に報告しなければならない。

2 所属長は、前項の規定により本部長に報告すべき事項のうち、重要又は異例で急を要するものについては、直接又は主管課長を経由して(当該事項に係る事案が次の各号のいずれかに該当する場合は、監察官を経由して)、本部長に即報するとともに、必要に応じて、総務部県民広報課長に連絡しなければならない。この場合においては、当該即報に係る事案が処理解決されるまでは、逐次その状況を追報しなければならない。

(1) 職員による人権侵犯又は職権濫用事案

(2) 職員の刑事被疑事件

(3) 警察庁舎又は職員に関する火災事故

(4) 職員による交通事故

- (5) 職員の自殺又は失そう等の事案
- (6) 特異な職員の被害事案
- (7) 被疑者（看視責任下にある被告人を含む。）事故
- (8) 新聞、テレビ等によって報道されることが予想され、又は報道されたもので警察の信用を失墜すると認められる事案
- (9) 裁判所、検察庁、法務局その他の官公庁との正常な関係を阻害した事案
- (10) 前各号に掲げるもののほか、警察の信用を著しく失墜すると認められる事案

## 第23条 削除

### 第7章 事務引継ぎ

#### （所属長の事務引継ぎ）

第24条 所属長は、退職、休職、配置換えその他の理由によりその職を離れるとき、又は自己の所掌事務若しくは管轄区域に変更があったときは、速やかに事務引継書を作成し、その担当事務を後任者に引き継がなければならない。ただし、事務引継書に記載することができないと認める事項については、口頭によることができる。

2 所属長の事務引継ぎは、おおむね次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 所属の組織機構及び所掌事務の概要
- (2) 定員、実員の状況及び人事管理上の重要事項
- (3) 未決事務の状況
- (4) 被留置者及び被保護者の状況
- (5) けん銃等装備品の状況
- (6) 簿冊、備品等の状況
- (7) 公印、保管金品その他金銭出納の状況
- (8) 署長は、管内の民情、風俗、交通、産業及び経済状態
- (9) 前各号に掲げるもののほか、所掌事務遂行上参考となる事項及び意見

3 前2項の規定による引継ぎを完了したときは、前任者と後任者は、事務引継書に連署しなければならない。この場合において、後任者は、事務引継報告書（様式第4号）により本部長に報告しなければならない。

#### （所属長以外の職員の事務引継ぎ）

第25条 所属長以外の職員は、前条第1項に規定する理由によりその職を離れるときは、その担当事務、保管金品等を整理して速やかに後任者に引き継ぎ、上司に報告しなければならない。

#### （不在時の事務引継ぎ）

第26条 出張、休暇、入校その他の理由により不在となるときは、担当事務に渋滞をきたさないよう上席者又は代理者に引き継ぐなど適切な措置をとらなければならない。

### 第8章 勤務

#### （勤務）

第27条 職員の勤務は、別に定めるところによる。

### 第9章 宿直等

#### 第1節 本部宿直

##### （本部宿直）

第28条 本部に、宿直を置く。

2 本部における宿直については、別に定める。

#### 第2節 隊等の宿直

(隊等の宿直)

第29条 交通部運転免許課、交通部運転免許試験場、交通部交通機動隊、交通部高速道路交通警察隊、警備部機動隊及び警察学校（以下「学校」という。）に宿直を置き、その勤務方法は、本部長の承認を得て、当該所属の長がそれぞれ定める。

### 第3節 警察署当番

(警察署当番員)

第30条 署に、警察署当番を置く。

2 署長は、署員（署に勤務する職員をいう。以下同じ。）のうちから、警部補以上の警察官1名を含め、各班2名以上の警察署当番員を指定しなければならない。

3 警察署当番の班編成及び勤務例の策定に関して必要な事項は、警務部長が別に定める。

(警察署当番責任者)

第31条 署長は、警察署当番員のうち1名を警察署当番責任者に指定しなければならない。ただし、これにより難い特別の事情がある場合は、本部長の承認を得て別に定めるものとする。

2 署長は、必要と認めるときは、警察署当番員（警察署当番責任者を除く。）のうちから警察署当番副責任者を指定することができる。

3 警察署当番責任者は、署長の命を受け、警察署当番員、看守勤務員、地域課員その他の勤務員を指揮監督し、執務時間外（兵庫県警察職員勤務規程（昭和30年兵庫県警察本部訓令第29号）別表第1に規定する通常勤務者の勤務時間の割り振り以外の時間及び週休日並びに同規程第38条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）における全ての警察業務を統括する。

(警察署当番日誌)

第32条 警察署当番責任者は、執務時間外における取扱事案等について警察署当番日誌（様式第5号）に記録するとともに、その勤務終了後速やかに署長の決裁を受けなければならない。

第33条 削除

(警察署当番勤務要領)

第34条 署長は、警察署当番勤務に関して必要な要領を定め、本部長の承認を受けなければならない。変更するときも、同じとする。

### 第4節 臨時登庁の連絡等

(臨時登庁の連絡)

第35条 県の休日又は退庁時限後に臨時登庁した者は、宿直勤務員又は警察署当番員（以下「宿直勤務員等」という。）に連絡しなければならない。退庁するときも、同様とする。

(特に管守を要する物品の引継ぎ)

第36条 退庁後において、特に宿直等の管守を必要とする物品は、宿直勤務員等に引き継がなければならない。

## 第10章 指導監督

(監督者の心構え)

第37条 監督者（巡査部長以上の階級にある警察官及び主任以上の職にある一般職員をいう。以下同じ。）は、常にその職責を自覚し、次に掲げる心構えをもって部下職員の指導監督に当たらなければならない。

- (1) 知徳技能を練まし、資質の向上に努めること。
- (2) 常に積極的に事務能率の向上に努め、上司の補佐と部下職員の指導教養に当たること。
- (3) 部下職員に対しては、公平を旨とすること。

- (4) 誠実をもって部下に接し、賞揚事案、非行事案は機を失せず措置し、規律の振粛と士気の高揚に努めること。
- (5) 部下の掌握に努め、各個人に適応した指導を行うこと。
- (6) 部下の有効な意見は、できる限りこれを尊重してその実現を図り、職務に関する自発的な研究心と参画意欲を助長すること。
- (7) 常に職員相互間の親和を図り、明るい職場の形成に努めること。

(指導監督事項)

第 38 条 監督者は、おおむね次の各号に掲げる事項について指導監督を行うものとする。

- (1) 勤務意欲
- (2) 諸規程及び職務上の上司の命令又は指示の遵守
- (3) 市民応接
- (4) 法令、実務及び術科の修得
- (5) 書類簿冊の整理保存及びその取扱い
- (6) 貸与品及び給与品の保存手入れ及び取扱い
- (7) 社会事象に対する認識及び注意力
- (8) 関係機関、団体との連絡協調
- (9) 下級監督者の監督の適否
- (10) その他職務に影響のある身上事項

(部下職員の功過に対する措置)

第 39 条 監督者は、部下職員について警察上の功労若しくは賞揚すべき事案又は職務上の義務違反若しくは怠慢非行を認めるときは、その事実を調査して所属長に報告しなければならない。ただし、別に定めがある場合はこの限りでない。

(功過に対する所属長の措置)

第 40 条 所属長は、前条の報告を受け、又は自らその事実を知ったときは、直ちに真相を調査し、賞罰について別に定めるところにより順を経て具申又は報告をしなければならない。この場合において、当該事案が軽微なものであるときは、別に定めるところにより自ら褒賞し、又は訓戒することができる。

2 賞揚及び非行事案のあった職員が所属職員でないときは、速やかにその事実を当該職員の所属長に通知しなければならない。

(監督担当区)

第 41 条 署長は、地域警察の運営上必要と認めるときは、地域警察監督者以外の監督者に対し、地域警察監督に関する担当区を定め、随時、指導監督を行わせることができる。

(監督担当区の指定)

第 42 条 署長は、前条の規定により監督担当区の指定又は変更を行ったときは、人事管理業務（兵庫県警察情報管理システムの対象業務の一つであって、警察職員の人事管理を行うものをいう。以下同じ。）により、明らかにしておかなければならない。

(地域警察監督者との連絡)

第 43 条 監督担当区を指定された監督者は、常に地域警察監督者と緊密な連絡をとらなければならない。

(監督の重点指示)

第 44 条 署長は、監督担当区を指定した監督者に対し、必要の都度、監督上の重点を指示しなければならない。

## 第11章 定期招集等

### (定期招集)

第45条 署長は、毎月2回又は3回、日を定めて署員を招集し、警察事務執行上の指針その他執務上周知徹底を必要とする事項について、訓授を行うとともに、別に定めるところにより、教養訓練を実施しなければならない。

### (臨時招集)

第46条 署長は、特に必要があるときは、臨時に、署員を招集して訓授その他の教養を行うことができる。

### (招集不参の承認等)

第47条 署員は、前2条の規定による招集に応じることができないときは、あらかじめ署長の承認を得なければならない。

2 前項の承認を受けた者に対しては、伝訓その他の方法により、訓授などの徹底を図るように措置するものとする。

### (訓授簿)

第48条 署長は、訓授簿(様式第8号)を備え、訓授の都度、これを記録しなければならない。ただし、書面訓示等文書に基づいて行ったものについては、この限りでない。

## 第11章の2 署のブロック編成等

### (署のブロック編成等)

第48条の2 警察運営の効率化を図るため、署をブロック及びこれを細分化したグループに編成する。

2 ブロック及びグループの名称並びに編成は、別表第4のとおりとする。

3 ブロックに代表署を置き、別表第4のとおりとする。

4 グループに幹事署を置き、グループ内の署のうち上位の階級又は先任の署長の配置署とする。

### (派遣要請)

第48条の3 事件・事故の発生地を管轄する署長(当該発生地が高速自動車国道等であるときは、交通部高速道路交通警察隊長を含む。以下「発生地署長」という。)は、事件・事故を認知した場合において所属職員のみでは適切な初動措置をとることができないと認めるときは、地域部通信指令課長を経由して他の所属長に対して、次に掲げる事項を示して警察職員の派遣を要請することができる。

(1) 事件・事故の概要

(2) 必要な人員及び装備資機材

(3) 派遣先

(4) その他必要な事項

2 前項の規定により派遣要請を受けた所属長は、自署管内の治安維持又は自所属の事務に支障を及ぼさない範囲内において、所要の警察職員を派遣しなければならない。

3 所属長は、第1項の規定による派遣要請のほか、当該事件・事故の態様により、所属職員の派遣が必要と認めるときは、地域部通信指令課長及び発生地署長と緊密な連携を図り、前項に準じて所要の警察職員を派遣しなければならない。

## 第12章 雑則

### 第1節 庁舎の管理

#### (庁舎の管理)

第49条 庁舎の管理は、別に定めるところによる。

### 第2節 署受付

#### (署受付)

第50条 署に、受付を置く。

2 署長は、前項の受付を来訪者の応接に最も便利な位置に選定し、署員を配置しなければならない。

### 第3節 施設の標示

(署、交番等の標示)

第51条 署、交番、駐在所、詰所及び警備派出所には、それぞれ見やすい箇所に、その名称を標示し、併せて赤色灯を掲げなければならない。

2 前項の標示内容は、様式第9号のとおりとする。

(各課所の標示等)

第52条 本部の庁舎における各室の標示は、入口の見やすい箇所に、その名称を掲げて行うものとする。

2 署の受付及び課(係)室等の標示については、前項の規定を準用する。

### 第4節 警察通信

(警察通信)

第53条 警察通信については、別に定める。

### 第5節 沿革誌

(沿革誌の備付け)

第54条 兵庫県警察の変遷を明らかにするために、次に掲げる沿革誌を備える。

- (1) 本部沿革誌
- (2) 学校沿革誌
- (3) 署沿革誌

(本部沿革誌)

第55条 総務課に、本部沿革誌を備え、次に掲げる事項の沿革を記録しなければならない。

- (1) 制度、組織及び管轄区域に関すること。
- (2) 公安委員会に関すること。
- (3) 文書及び広報に関すること。
- (4) 予算、施設及び装備に関すること。
- (5) 人事、監察、企画及び給与に関すること。
- (6) 教養に関すること。
- (7) 厚生に関すること。
- (8) 刑事警察に関すること。
- (9) 生活安全警察に関すること。
- (10) 地域警察に関すること。
- (11) 交通警察に関すること。
- (12) 警備警察に関すること。
- (13) 通信に関すること。
- (14) その他特記すべきこと。

2 各所属長(署長を除く。)は、前項各号に掲げる事項について、その主管事項に関する資料を総務部総務課長(以下「総務課長」という。)に提供しなければならない。

(学校沿革誌)

第56条 学校に、沿革誌を備え、次に掲げる事項の沿革を記録しなければならない。

- (1) 制度及び組織に関すること。
- (2) 施設に関すること。

- (3) 人事に関する事。
- (4) 教養実施の概況に関する事。
- (5) 優等、優良生徒に関する事。
- (6) 生徒の学歴に関する事。
- (7) 授業科目の変遷に関する事。
- (8) その他特記すべき事。

(署沿革誌)

第 57 条 署に、沿革誌を備え、次に掲げる事項の沿革を記録しなければならない。

- (1) 署の設立年月日及び名称変更に関する事。
- (2) 管内の世帯数、人口及びその増減に関する事。
- (3) 定員の増減に関する事。
- (4) 管轄区域の変更に関する事。
- (5) 庁舎の移転、建築その他大修繕に関する事。
- (6) 交番、駐在所、詰所及び警備派出所の設置並びに所管区域の変更に関する事。
- (7) 署長及び幹部の異動に関する事。
- (8) 特に必要と認められる署員の表彰、懲戒事案に関する事。
- (9) 重要又は異例の犯罪の発生及び検挙に関する事。
- (10) 非常災害及びその処理に関する事。
- (11) その他将来の参考となる重要な事。

(沿革誌の検閲)

第 58 条 総務課長、学校長及び署長は、毎年 7 月沿革誌の点検を行い、その記録内容の正確を期さなければならない。

#### 第 6 節 事務担当者の任免

(事務の任免)

第 59 条 所属長は、所属職員に第 42 条に定める監督担当区の指定等特定の事務について処理を命じ、又はこれを免ずるときは、人事管理業務により、その経過を明らかにしておくものとする。

#### 第 7 節 調査依頼等

(交番等への調査等の命達)

第 59 条の 2 交番、駐在所及び警備派出所の勤務員に調査等を命ずるときは、命達処理簿（様式第 10 号）により、その処理状況を明らかにしておかなくてはならない。

(部外からの調査依頼の処理)

第 60 条 他の官公庁その他部外からの調査依頼については、その内容が警察責務の範囲に属しない事項であるときは、これに応じないものとする。ただし、本部長又は所属長が承認したものは、この限りでない。

#### 第 8 節 非常持ち出し

(非常持ち出し)

第 61 条 所属長は、あらかじめその所属の書類及び器物中、非常持ち出しを要するものを定め、その所在を明確にしておかななければならない。

#### 第 9 節 施行細則

(施行細則)

第 62 条 隊長、学校長及び署長は、この規程の施行に必要な細則を定め、本部長の承認を受けなければならない。変更するときも、同じとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 20 条の規定は、昭和 39 年 3 月 28 日から適用する。

(兵庫県警察本部処務規程等の廃止)

- 2 次に掲げる規程（以下「旧規程」という。）は、廃止する。
  - (1) 兵庫県警察本部処務規程（昭和 36 年兵庫県警察本部訓令第 24 号）
  - (2) 兵庫県警察神戸市警察部処務規程（昭和 36 年兵庫県警察本部訓令第 25 号）
  - (3) 兵庫県警察署処務規程（昭和 29 年兵庫県警察本部訓令第 14 号）

(経過措置)

- 3 この規程の施行前に旧規程の規定によってなされた手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則（昭和 39 年 10 月 1 日本部訓令第 20 号）

この訓令は、昭和 39 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 39 年 12 月 15 日本部訓令第 26 号）

この訓令は、昭和 40 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 40 年 4 月 1 日本部訓令第 9 号）

この訓令は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 40 年 9 月 28 日本部訓令第 24 号）

この訓令は、昭和 40 年 9 月 28 日から施行する。

附 則（昭和 40 年 11 月 1 日本部訓令第 26 号）

この訓令は、昭和 40 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 41 年 3 月 31 日本部訓令第 8 号抄）

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。  
(兵庫県警察神戸市警察部庁舎合同宿直勤務規程等の廃止)

- 4 次の訓令は、廃止する。
  - (1) 兵庫県警察神戸市警察部庁舎合同宿直勤務規程（昭和 37 年兵庫県警察本部訓令第 2 号）
  - (2) 兵庫県警察神戸市警察部守衛勤務規程（昭和 30 年兵庫県警察本部訓令第 55 号）

附 則（昭和 41 年 12 月 6 日本部訓令第 28 号抄）

- 1 この規程は、昭和 41 年 12 月 7 日から施行する。

附 則（昭和 41 年 12 月 23 日本部訓令第 35 号）

この訓令は、昭和 42 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 42 年 2 月 17 日本部訓令第 2 号）

この訓令は、昭和 42 年 2 月 20 日から施行する。

附 則（昭和 42 年 3 月 31 日本部訓令第 9 号）

この訓令は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 42 年 7 月 28 日本部訓令第 21 号）

この訓令は、昭和 42 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 42 年 12 月 8 日本部訓令第 35 号抄）

- 1 この訓令は、昭和 43 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 43 年 6 月 28 日本部訓令第 12 号）

この訓令は、昭和 43 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 44 年 3 月 31 日本部訓令第 3 号)

この訓令は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 44 年 9 月 25 日本部訓令第 21 号)

この訓令は、昭和 44 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 44 年 12 月 10 日本部訓令第 34 号)

この訓令は、昭和 45 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 45 年 2 月 27 日本部訓令第 5 号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、昭和 45 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 45 年 6 月 1 日本部訓令第 32 号)

この訓令は、昭和 45 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 45 年 6 月 30 日本部訓令第 36 号)

この訓令は、昭和 45 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 45 年 8 月 29 日本部訓令第 42 号)

この訓令は、昭和 45 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 45 年 11 月 30 日本部訓令第 50 号)

この訓令は、昭和 45 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 45 年 12 月 22 日本部訓令第 56 号)

この訓令は、昭和 45 年 12 月 22 日から施行する。

附 則 (昭和 46 年 2 月 20 日本部訓令第 4 号)

この訓令は、昭和 46 年 3 月 1 日から施行し、別表第 1 及び様式の改正規定は、昭和 46 年 1 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 46 年 3 月 29 日本部訓令第 15 号)

この訓令は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 47 年 2 月 29 日本部訓令第 4 号)

この訓令は、昭和 47 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 47 年 6 月 8 日本部訓令第 16 号)

この訓令は、昭和 47 年 6 月 8 日から施行する。

附 則 (昭和 48 年 3 月 31 日本部訓令第 14 号)

この訓令は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 48 年 4 月 1 日本部訓令第 19 号)

この訓令は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 48 年 11 月 19 日本部訓令第 35 号)

この訓令は、昭和 48 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 49 年 4 月 1 日本部訓令第 8 号)

この訓令は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 49 年 4 月 1 日本部訓令第 11 号)

この訓令は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 49 年 12 月 1 日本部訓令第 29 号)

この訓令は、昭和 50 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 50 年 3 月 28 日本部訓令第 4 号)

この訓令は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 50 年 5 月 31 日本部訓令第 11 号)

この訓令は、昭和 50 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 51 年 3 月 30 日本部訓令第 2 号)

この訓令は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 51 年 7 月 29 日本部訓令第 14 号)

この訓令は、昭和 51 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 51 年 11 月 24 日本部訓令第 17 号)

この訓令は、昭和 51 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 52 年 3 月 22 日本部訓令第 4 号)

この訓令は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 52 年 6 月 1 日本部訓令第 12 号)

この訓令は、昭和 52 年 6 月 7 日から施行する。

附 則 (昭和 53 年 11 月 28 日本部訓令第 14 号)

この訓令は、昭和 53 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 54 年 3 月 31 日本部訓令第 8 号)

この訓令は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 54 年 4 月 20 日本部訓令第 11 号)

この訓令は、昭和 54 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 55 年 3 月 27 日本部訓令第 8 号)

この訓令は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 55 年 10 月 10 日本部訓令第 16 号)

この訓令は、昭和 55 年 10 月 10 日から施行する。

附 則 (昭和 57 年 1 月 5 日本部訓令第 1 号)

この訓令は、昭和 57 年 1 月 5 日から施行する。

附 則 (昭和 57 年 4 月 1 日本部訓令第 8 号)

この訓令は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 58 年 4 月 1 日本部訓令第 3 号)

この訓令は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 58 年 5 月 1 日本部訓令第 4 号)

この訓令は、昭和 58 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 59 年 7 月 26 日本部訓令第 15 号)

この訓令は、昭和 59 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 59 年 10 月 20 日本部訓令第 19 号)

この訓令は、昭和 59 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 60 年 4 月 1 日本部訓令第 10 号)

この訓令は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 60 年 12 月 23 日本部訓令第 22 号)

(施行期日)

1 この訓令は、昭和 61 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の規定によって作成した帳票及び用紙で使用できるものは、この訓令の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (昭和 61 年 4 月 1 日本部訓令第 7 号)

この訓令は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 62 年 1 月 22 日本部訓令第 2 号)

この訓令は、昭和 62 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 62 年 3 月 31 日本部訓令第 10 号)

この訓令は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 62 年 6 月 20 日本部訓令第 16 号)

この訓令は、昭和 62 年 6 月 20 日から施行する。

附 則 (昭和 63 年 6 月 13 日本部訓令第 12 号)

この訓令は、昭和 63 年 6 月 13 日から施行する。

附 則 (平成元年 3 月 28 日本部訓令第 8 号)

この訓令は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成元年 5 月 10 日本部訓令第 12 号)

この訓令は、平成元年 5 月 13 日から施行する。

附 則 (平成 2 年 5 月 29 日本部訓令第 18 号)

この訓令は、平成 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 年 10 月 24 日本部訓令第 29 号)

この訓令は、平成 2 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 年 2 月 4 日本部訓令第 1 号)

この訓令は、平成 3 年 2 月 5 日から施行する。

附 則 (平成 3 年 3 月 27 日本部訓令第 5 号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 年 6 月 25 日本部訓令第 16 号)

この訓令は、平成 3 年 7 月 1 日から実施する。

附 則 (平成 4 年 3 月 27 日本部訓令第 12 号)

この訓令は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 4 年 4 月 1 日本部訓令第 13 号)

この訓令は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 5 年 4 月 1 日本部訓令第 8 号)

この訓令は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 5 年 5 月 27 日本部訓令第 10 号)

この訓令は、平成 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 5 年 12 月 6 日本部訓令第 22 号)

この訓令は、平成 5 年 12 月 6 日から施行する。

附 則 (平成 6 年 3 月 1 日本部訓令第 2 号)

この訓令は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 6 年 3 月 18 日本部訓令第 4 号抄)

1 この訓令は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 6 年 7 月 27 日本部訓令第 14 号)

この訓令は、平成6年8月1日から施行する。

附 則 (平成7年5月11日本部訓令第11号)

この訓令は、平成7年5月22日から施行する。

附 則 (平成7年7月6日本部訓令第13号)

この訓令は、平成7年7月6日から施行する。

附 則 (平成7年10月5日本部訓令第14号)

この訓令は、平成8年1月1日から施行する。

附 則 (平成8年10月1日本部訓令第18号抄)

1 この訓令は、平成8年10月1日から施行する。

附 則 (平成11年10月21日本部訓令第18号)

この訓令は、平成11年11月1日から施行する。

附 則 (平成12年10月19日本部訓令第11号)

この訓令は、平成12年10月19日から施行する。

附 則 (平成12年11月21日本部訓令第13号)

この訓令は、平成12年11月24日から施行する。

附 則 (平成13年3月13日本部訓令第5号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年5月29日本部訓令第12号)

この訓令は、平成13年6月1日から施行する。

附 則 (平成13年6月29日本部訓令第16号)

この訓令は、平成13年7月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月22日本部訓令第5号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年7月5日本部訓令第12号)

この訓令は、平成14年7月5日から施行し、改正後の兵庫県警察処務規程の規定は、平成14年6月1日から適用する。

附 則 (平成14年8月27日本部訓令第15号)

この訓令は、平成14年9月1日から施行する。

附 則 (平成14年9月20日本部訓令第17号)

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則 (平成15年4月30日本部訓令第12号)

この訓令は、平成15年5月1日から施行する。

附 則 (平成15年12月12日本部訓令第24号)

この訓令は、平成16年1月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月30日本部訓令第8号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日本部訓令第10号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日本部訓令第11号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年9月24日本部訓令第15号)

この訓令は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成 16 年 11 月 1 日本部訓令第 17 号)

この訓令は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 11 月 26 日本部訓令第 18 号)

この訓令は、平成 16 年 12 月 2 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 12 月 22 日本部訓令第 19 号)

この訓令は、平成 16 年 12 月 22 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 12 月 24 日本部訓令第 20 号)

この訓令は、平成 17 年 1 月 11 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 4 月 1 日本部訓令第 7 号)

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 10 月 20 日本部訓令第 10 号)

この訓令は、平成 17 年 10 月 20 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 31 日本部訓令第 11 号)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 31 日本部訓令第 15 号)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 5 月 26 日本部訓令第 21 号)

この訓令は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 10 月 5 日本部訓令第 32 号)

この訓令は、平成 18 年 10 月 5 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 11 月 1 日本部訓令第 34 号)

この訓令は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 27 日本部訓令第 4 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 29 日本部訓令第 6 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 7 月 25 日本部訓令第 22 号)

この訓令は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 11 月 28 日本部訓令第 22 号抄)

(施行期日)

1. この訓令は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 1 月 28 日本部訓令第 2 号)

この訓令は、平成 21 年 1 月 28 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 31 日本部訓令第 10 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 5 月 29 日本部訓令第 14 号)

この訓令は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 26 日本部訓令第 6 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 19 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 29 日本部訓令第 8 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 21 日本部訓令第 3 号)

この訓令は、平成 24 年 3 月 22 日から施行する。ただし、第 1 条（兵庫県警察処務規程別表第 1 の 1 の部通信指令課の項所属長専決事項の欄の改正規定に限る。）の規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 14 日本部訓令第 2 号）

この訓令は、平成 25 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 25 年 10 月 17 日本部訓令第 16 号）

この訓令は、平成 25 年 10 月 21 日から施行する。

附 則（平成 25 年 11 月 26 日本部訓令第 17 号）

この訓令は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 18 日本部訓令第 9 号）

この訓令は、平成 26 年 4 月 25 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 23 日本部訓令第 4 号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 19 日本部訓令第 11 号）

この訓令は、平成 27 年 3 月 20 日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 30 日本部訓令第 15 号）

この訓令は、平成 27 年 11 月 2 日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成 27 年 12 月 11 日本部訓令第 22 号）

この訓令は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 23 日本部訓令第 4 号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日本部訓令第 8 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 7 月 21 日本部訓令第 17 号）

この訓令は、平成 28 年 7 月 21 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 26 日本部訓令第 27 号）

この訓令は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 21 日本部訓令第 7 号）

この訓令は、平成 29 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 27 日本部訓令第 10 号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成 29 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 29 年 7 月 25 日本部訓令第 18 号）

この訓令は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 11 月 8 日本部訓令第 22 号）

この訓令は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 19 日本部訓令第 8 号）

この訓令は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 30 年 7 月 27 日本部訓令第 27 号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成 30 年 10 月 1 日本部訓令第 28 号)

この訓令は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 11 月 30 日本部訓令第 30 号抄)  
(施行期日)

1 この訓令は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 4 日本部訓令第 9 号)

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年 6 月 17 日本部訓令第 3 号)

この訓令は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 16 日本部訓令第 5 号抄)  
(施行期日)

1 この訓令は、令和 2 年 3 月 26 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 19 日本部訓令第 6 号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、令和 2 年 3 月 26 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 25 日本部訓令第 12 号)

この訓令は、令和 2 年 3 月 26 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 30 日本部訓令第 17 号)

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 7 月 29 日本部訓令第 24 号)

この訓令は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 8 月 26 日本部訓令第 29 号)

この訓令は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 8 月 26 日本部訓令第 32 号)

この訓令は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 11 月 26 日本部訓令第 38 号)

この訓令は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 2 月 22 日本部訓令第 4 号抄)  
(施行期日)

1 この訓令は、令和 3 年 2 月 22 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 15 日本部訓令第 9 号)

この訓令は、令和 3 年 3 月 22 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 17 日本部訓令第 12 号)

この訓令は、令和 3 年 3 月 22 日から施行する。ただし、第 2 条中兵庫県警察処務規程第 4 条の次に 1 条を加える改正規定、同規程第 5 条及び第 8 条の改正規定、同規程第 14 条の次に 1 条を加える改正規定並びに同規程別表第 1 の 1 の部共通の項の改正規定〔中略〕は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 6 月 2 日本部訓令第 18 号)

この訓令は、令和 3 年 6 月 2 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 1 月 26 日本部訓令第 1 号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (令和4年3月14日本部訓令第6号)

この訓令は、令和4年3月25日から施行する。

附 則 (令和4年3月29日本部訓令第8号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月15日本部訓令第11号)

この訓令は、令和5年3月24日から施行する。〔以下略〕

附 則 (令和5年3月20日本部訓令第18号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月12日本部訓令第8号)

この訓令は、令和6年3月26日から施行する。〔以下略〕

附 則 (令和6年3月29日本部訓令第18号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月11日本部訓令第4号)

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月17日本部訓令第5号)

この訓令は、令和7年3月27日から施行する。

附 則 (令和7年9月2日本部訓令第18号)

この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

附 則 (令和7年9月2日本部訓令第19号)

この訓令は、令和7年9月9日から施行する。

附 則 (令和7年11月28日本部訓令第29号)

この訓令は、令和7年12月1日から施行する。

附 則 (令和8年2月19日本部訓令第6号)

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

### 別表第1 (第2条・第8条・第9条関係)

#### 1 本部長の決裁事項並びに部長等及び所属長の専決事項

所属名	本部長決裁事項	部長等専決事項	所属長専決事項
共通	1 警察運営の総合企画及び基本方針の確立に関する事。 2 全警察的な取締り、捜査又は行事の計画実施に関する事。 3 条例、県規則、公安委員会令達及び本部長が発する令達(軽易な例規通達及び一般通達を除く。)の制定、改廃に関する事。 4 県議会に対する重要な答弁資料に関する事。 5 他行政機関との協定、協議事項等の決定に関する事。 6 他行政機関、団体等との特に重要な連絡協調に関する事。 7 警察関係特例民法法人の監督に関する事。 8 重要な儀式に関する事。	1 所掌事務に係る重要な企画及び実施に関する事。 2 軽易な例規通達及び重要な一般通達の制定、改廃に関する事。 3 所掌事務に係る重要な法令の解釈に関する事。 4 重要な各種報告、照会、回答、通報、連絡及び調整に関する事。 5 所掌事務に係る重要な各種広報に関する事。 6 県議会に対する答弁資料に関する事。 7 他行政機関との協定、協議事項等の実施に関する事。 8 所掌事務に係る他行政機関、団体等との重要な連絡協調に関する事。	1 所掌事務に係る軽易な企画及び実施に関する事。 2 軽易な一般通達の制定、改廃に関する事。 3 所掌事務に係る軽易な法令の解釈に関する事。 4 各種報告、照会、回答、通報、連絡及び調整に関する事。 5 文書及び物件の受領、送達及び処理に関する事。 6 令達その他の謄本の交付及び文書の補正並びに事実調査に関する事。 7 所掌事務に係る他行政機関、団体等との軽易な連絡協調に関する事。 8 軽易な投書、陳情書等の願い届けの処理に関する事。

	<p>9 重要な即報事項に関すること。</p> <p>10 部長、市警察部長、方面本部長、サイバーセンター長又は学校長に出張を命じること。</p> <p>11 部長、市警察部長、方面本部長、サイバーセンター長又は学校長の願い届けに関すること。</p>	<p>9 重要な投書、陳情書等の願い届けの処理に関すること。</p> <p>10 所管に係る犯罪の重要な捜査計画及び実施に関すること。</p> <p>11 重要な犯罪情報の収集、活用に関すること。</p> <p>12 所管に係る犯罪捜査について部課員の応援派遣に関すること。</p> <p>13 部内の参事官又は所属長に出張を命じること。</p> <p>14 部内の参事官又は所属長の願い届けの処理に関すること。</p> <p>15 部内の所属長（警視正以上の警察官を除く。）の勤務を要しない日及び休日の振替に関すること。</p> <p>16 署員を招集して行う主務者会議等に関すること。</p> <p>17 署員を招集して行う実務の指導及び訓練に関すること。</p> <p>18 情報公開並びに保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る事務に関すること。</p>	<p>9 所掌事務に係る各種広報に関すること。</p> <p>10 所管に係る犯罪の軽易な捜査計画及び実施に関すること。</p> <p>11 所管に係る犯罪の緊急配備に関すること。</p> <p>12 犯罪情報の収集、活用に関すること。</p> <p>13 告訴、告発事件の処理に関すること。</p> <p>14 指名手配、指名通報及び品触手配に関すること。</p> <p>15 所属職員の職を指定すること。ただし、本部長から職を指定されたものを除く。</p> <p>16 所属職員に出張を命じること。</p> <p>17 所属職員を非常招集すること。</p> <p>18 所管に属する旅行依頼をすること。</p> <p>19 住居手当、通勤手当の認定（在勤日の指定を除く。）及び給与の口座振込みの申出又は申出の変更の承認に関すること。</p> <p>20 教養資料、執務資料等の発行に関すること。</p> <p>21 諸規程に規定する細則制定、改廃の承認等（組織に関するものを除く。）に関すること。</p> <p>22 行政不服審査法の規定による審査請求の手續に関すること（裁決、執行停止及び執行停止の取消しを除く。）。</p> <p>23 職務に専念する義務の免除に関すること。</p> <p>24 情報公開並びに保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る軽易な事務に関すること。</p>
総務課		<p>1 公安委員会会議に提出する議案の総括に関すること。</p>	<p>1 公安委員会の庶務に関すること。</p> <p>2 公印の新調又は廃止の手續及び印影登録に関すること。</p> <p>3 警察統計（犯罪統計を除く。）に関すること。</p> <p>4 会議及び行事の調整に関すること。</p> <p>5 部長会議及び警察署長会議の庶務に関すること。</p> <p>6 本部沿革誌の編集及び保存に関すること。</p> <p>7 本部合同宿直に関すること。</p> <p>8 秘密文書取扱責任者及び補助者の指名の承認に関すること。</p>
県民広報課		<p>1 広報の重要な企画、調査及び研究に関すること。</p> <p>2 音楽隊の運営に関すること。</p>	<p>1 報道機関、他行政機関その他関係機関との広報連絡に関すること。</p>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>2 広報資料の収集、作成、管理及び提供に関すること。</li> <li>3 広報媒体への便宜供与に関すること。</li> <li>4 テレビ放送等の資料作成その他運用に関すること。</li> <li>5 警察又は職員に対する意見、要望等の処理に関すること。</li> <li>6 職員に対する広報指導に関すること。</li> <li>7 広報活動の効果測定その他反響調査に関すること。</li> <li>8 音楽隊の派遣その他の運用に関すること。</li> </ul>
会計課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 予算の編成に関すること。</li> <li>2 1件1億5000万円以上の工事請負費の支出負担行為の決定に関すること。</li> <li>3 1件1億円以上の公有財産購入費の支出負担行為の決定に関すること。</li> <li>4 1件2000万円以上の投資及び出資金の支出負担行為の決定に関すること。</li> <li>5 賠償金の支出負担行為の決定に関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 予算の令達及び内示に関すること。</li> <li>2 支払計画の令達に関すること。</li> <li>3 予算配当額又は支払計画示差額の変更の要求に関すること。</li> <li>4 予算執行の分任に関すること。</li> <li>5 予備費の要求に関すること。</li> <li>6 1件300万円以上の委託料、備品購入費、貸付金、負担金補助及び交付金並びに補償及び補填金の支出負担行為の決定に関すること。</li> <li>7 1件1000万円以上1億5000万円未満の工事請負費の支出負担行為の決定に関すること。</li> <li>8 1件300万円以上1億円未満の公有財産購入費の支出負担行為の決定に関すること。</li> <li>9 1件300万円以上2000万円未満の投資及び出資金の支出負担行為の決定に関すること。</li> <li>10 支出負担行為を伴わない重要な契約の締結及びこれに付随する事務の決定に関すること。</li> <li>11 1件3000万円以上の工事請負費、1件500万円以上の物品購入の指名競争入札の参加者の指名に関すること。</li> <li>12 重要物品の取得、管理及び処分に関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 予算の同一項内の各目又は同一目内の各節の金額相互の流用の決定に関すること。</li> <li>2 歳入の調達に関すること。</li> <li>3 調達及び収入の更正並びに歳入戻出の決定に関すること。</li> <li>4 不納欠損の決定に関すること。</li> <li>5 歳入、歳入外現金の受入れ、又は払出しの決定に関すること。</li> <li>6 有価証券の受払の決定に関すること。</li> <li>7 債権の管理に関すること。</li> <li>8 支出負担行為（1件300万円以上の委託料、公有財産購入費、備品購入費、負担金補助及び交付金、貸付金、補償及び補填金、投資及び出資金及び1000万円以上の工事請負費並びに賠償金及び所属長補佐の専決事項を除く。）の決定に関すること。</li> <li>9 支出の決定及び命令（所属長補佐の専決事項を除く。）に関すること。</li> <li>10 支出負担行為を伴わない契約の締結及びこれに付随する事務の決定に関すること（重要なものを除く。）。</li> <li>11 契約に係る予定価格の決定に関すること。</li> <li>12 工事の検査及び物品の検収に関すること。</li> <li>13 指名競争入札の参加者の指名（1件3000万円以上の工事請負費及び1件500万円以上の物品購入を除く。）に関すること。</li> <li>14 物品の取得、管理及び処分に関すること（重要物品を除く。）。</li> <li>15 諸施設及び付属物の総括事務並びに維持管理に関すること。</li> <li>16 経理員の任免に関すること。</li> </ul>

<p>装備課</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 装備費及び被服調製費に係る1件300万円以上の物品購入の支出負担行為の決定に関する事。</li> <li>2 装備費及び被服調製費に係る重要物品の取得、管理及び処分に関する事。</li> <li>3 装備費及び被服調製費に係る支出負担行為を伴わない重要な契約の締結及びこれに付随する事務の決定に関する事。</li> <li>4 装備費及び被服調製費に係る1件500万円以上の修繕費及び物品購入の指名競争入札の参加者の指名に関する事。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 装備費及び被服調製費に係る支出負担行為（1件300万円以上の物品購入を除く。）の決定に関する事。</li> <li>2 装備費及び被服調製費に係る物品の取得、管理及び処分に関する事（重要物品を除く。）。</li> <li>3 装備費及び被服調製費に係る支出負担行為を伴わない契約の締結及びこれに付随する事務の決定に関する事（重要なものを除く。）。</li> <li>4 装備費及び被服調製費に係る指名競争入札の参加者の指名（1件500万円以上の修繕費及び物品購入を除く。）に関する事。</li> <li>5 装備費及び被服調製費に係る契約の予定価格の決定に関する事。</li> <li>6 装備費及び被服調製費に係る修繕の検査及び物品の検取に関する事。</li> <li>7 制服等の返納免除の承認に関する事。</li> <li>8 制服、制帽等の着用期間の変更の決定に関する事。</li> <li>9 三級火薬庫の運用に関する事。</li> </ol>
<p>情報管理課</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電子計算適用業務の概要設計書の承認に関する事。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電子計算適用業務の詳細設計書の承認に関する事。</li> <li>2 電子計算業務作業の標準化に関する事。</li> <li>3 電子計算業務プログラムデータ等の維持管理に関する事。</li> <li>4 電子計算入力資料のせん孔及びさん孔に関する事。</li> <li>5 電子計算機の保守管理に関する事。</li> <li>6 共通する業務コードの管理に関する事。</li> <li>7 犯歴照会に関する事。</li> <li>8 ぞう品照会に関する事。</li> <li>9 車両ナンバー照会に関する事。</li> </ol>
<p>留置管理課</p>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 留置施設の重要な管理運営に関する事。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 留置施設の軽易な管理運営に関する事。</li> <li>2 神戸地方検察庁警察官詰所、神戸地方検察庁伊丹支部警察官詰所、神戸地方検察庁尼崎支部警察官詰所、神戸地方検察庁明石支部警察官詰所及び神戸地方検察庁姫路支部警察官詰所の管理に関する事。</li> </ol>
<p>警務課</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警視以上の警察官及びこれに相当する警察官以外の職員の採用、昇任、昇格、転任、配置換え及び辞職に関する事。</li> <li>2 定数の配分に関する事。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警察署長の願い届けの処理に関する事。</li> <li>2 有線電話（外線）の架設及び廃止の決定に関する事。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警部及び警部補並びに警察官以外の職員のうち、主幹、課長補佐、席係長、係長及び主任の辞令伝達に関する事。</li> </ol>

<p>3 分限に関する事。</p>	<p>3 警視及びこれに相当する警察官以外の職員の辞令伝達に関する事。</p> <p>4 警部、警部補及びこれに相当する警察官以外の職員の採用、昇任、昇格、転任、配置換え及び辞職に関する事。</p> <p>5 警視以上の警察官及びこれに相当する警察官以外の職員の休職及び復職並びに入校発令に関する事。</p> <p>6 営利企業等従事願の承認に関する事。</p> <p>7 警視正以上の警察官の週休日の振替及び半日勤務時間の割振りの変更にに関する事。</p> <p>8 基準と異なる勤務の指定及び勤務時間の特例の承認に関する事。</p> <p>9 職務に専念する義務の免除承認に関する事。</p> <p>10 部長及び署長の事務引継書に関する事。</p> <p>11 職員の給与及び退職手当に関する事。</p> <p>12 解雇予告除外認定申請に関する事。</p> <p>13 職員の重要な災害補償の請求の経由に関する事。</p> <p>14 就業禁止命令に関する事。</p> <p>15 兵庫県警察組織規程に定める組織に関する事項の承認に関する事。</p> <p>16 所属間の業務処理協定の承認に関する事。</p> <p>17 職員の定年等に関する条例附則第9項及び第10項に規定する情報の提供及び勤務の意思の確認に関する事。</p>	<p>2 巡査部長、巡査及びこれに相当する警察官以外の職員の採用、昇任、昇格、転任、配置換え及び辞職に関する事。</p> <p>3 警部以下の警察官及びこれに相当する警察官以外の職員の休職及び復職並びに入校発令に関する事。</p> <p>4 育児休業、育児短時間勤務及び自己啓発等休業の承認に関する事。</p> <p>5 職員の募集に関する事。</p> <p>6 警察電話の使用管理に関する事。</p> <p>7 有線電話（内線）の架設及び廃止の決定に関する事。</p> <p>8 技能労務職員の給与及び費用弁償に関する規則の適用を受ける職員の初任給及び昇格に関する事。</p> <p>9 会計年度任用職員の報酬の決定に関する事。</p> <p>10 給与の支給事務に関する事。</p> <p>11 職員の給与等に関する条例に定める諸手当（住居手当及び通勤手当を除く。）及び児童手当法に定める児童手当の認定に関する事。</p> <p>12 在勤庁の指定に関する事。</p> <p>13 職員の軽易な災害補償の請求の経由に関する事。</p> <p>14 所管行政の企画及び調査に関する資料の照復に関する事。</p>
<p>教養課</p>	<p>1 学校の教授細目の制定、改廃に関する事。</p> <p>2 警察大学校及び管区警察学校警部補任用科に係る事務に関する事。</p> <p>3 警部以上の警察官及びこれに相当する警察官以外の職員の専科教養、講習等に関する事。</p>	<p>1 教養資料の作成、配布及び管理に関する事。</p> <p>2 本部巡回教養に関する事。</p> <p>3 機関誌の編集及び発行に関する事。</p> <p>4 優良図書のあるせんにに関する事。</p> <p>5 警察術科技能検定に関する事。</p> <p>6 柔剣道段級審査の実施に関する事。</p> <p>7 管区警察学校巡査部長任用科、同専科及び初任総合科並びに部外教養施設への委託教養に係る事務に関する事。</p> <p>8 警部補以下の警察官及びこれに相当する警察官以外の職員の専科教養、講習等に関する事。</p>

			9 所管の定例報告（年間教養計画を除く。）の処理に関する事。
厚生課		1 福利厚生に係る重要な事務の企画、実施に関する事。	1 健康管理業務の実施、調査、研究及び統計事務に関する事。 2 待機宿舍等の管理事務に関する事。 3 ビアサポートの処理及び各所属の相談事務の調整に関する事。 4 警察共済組合、警察職員生活協同組合、警察育英会及び警察互助会の定例的な事務に関する事。 5 恩給の審査及び進達に関する事。 6 その他福利厚生に軽易な事務に関する事。
監察官室	1 部外並びに警察庁長官及び管区警察局長の各表彰に関する事。 2 本部長表彰のうち、賞詞、賞状及び感謝状に関する事。 3 退職警察職員（死亡者を除く。）の叙勲並びに殉職者の叙位及び叙勲に関する事。 4 重要な規律違反に関する事。 5 重要な訟務に関する事。	1 本部長表彰のうち、賞状に関する事。 2 本部長表彰（殉職以外の退職時表彰及び賞状を除く。）に関する事。 3 警察職員の死亡（殉職を除く。）に伴う叙位及び叙勲に関する事。 4 軽易な規律違反に関する事。 5 軽易な訟務に関する事。 6 特別監察に関する事。	1 監察に関する軽易な調査に関する事。 2 業務監察に関する事。 3 職員の服務についての随時の監察に関する事。 4 監察情報の作成及び配布に関する事。 5 軽微な即報事項の処理に関する事。 6 行政不服審査に関する手続規程に基づく通報の処理に関する事。
刑事企画課		1 重要な刑事警察の企画に関する事。 2 重要な捜査実務の指導に関する事。 3 重要な犯罪捜査の共助に関する事。 4 重要な指名手配に関する事。 5 重要な捜査装備の運用に関する事。	1 軽易な刑事警察の企画に関する事。 2 軽易な捜査実務の指導に関する事。 3 軽易な犯罪捜査の共助に関する事。 4 軽易な指名手配及び指名通報に関する事。 5 軽易な捜査装備の運用に関する事。 6 犯罪統計に関する事。
捜査第一課		1 重要な検視及び死体見分に関する事。	1 軽易な検視及び死体見分に関する事。
捜査第三課			1 犯罪手口事務に関する事。 2 移動警察に関する事。 3 本部指定事件、本部登録事件その他重要な窃盗犯の発生、検挙報告に関する事。 4 品触手配の総括処理及び刑事日報に関する事。
鑑識課		1 重要な犯罪鑑識の指揮に関する事。	1 軽易な犯罪鑑識の指揮に関する事。 2 鑑識技能検定に関する事。 3 身元不明死体票の手配に関する事。

			<p>4 海外渡航者等に対する犯罪経歴証明書の発給に関すること。</p> <p>5 被疑者写真に関すること。</p>
科学捜査研究所		<p>1 銃器及び弾丸類の取扱いに関すること。</p> <p>2 偽造通貨の取扱いに関すること。</p>	<p>1 犯罪捜査に関連する軽易な鑑定及び検査に関すること。</p> <p>2 科学捜査に関連する簡易な研究及び実験に関すること。</p> <p>3 鑑定嘱託に関すること。</p>
機動捜査隊			<p>1 機動捜査隊の捜査用無線自動車の維持管理に関すること。</p> <p>2 勤務計画に関すること。</p> <p>3 出勤要請に関すること。</p>
暴力団対策課	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の3に基づく知事への重要な意見陳述に関すること。</p> <p>2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の4に基づく知事への意見陳述に関すること。</p> <p>3 特定非営利活動促進法第43条の2に基づく知事への重要な意見陳述に関すること。</p> <p>4 特定非営利活動促進法第43条の3に基づく知事への意見陳述に関すること。</p> <p>5 貸金業の規制等に関する法律第44条の3に基づく知事への重要な意見陳述に関すること。</p> <p>6 貸金業の規制等に関する法律第44条の4に基づく知事への意見陳述に関すること。</p> <p>7 使用済自動車の再資源化等に関する法律第125条に基づく知事への重要な意見陳述に関すること。</p> <p>8 使用済自動車の再資源化等に関する法律第126条に基づく知事への意見陳述に関すること。</p>		<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の3に基づく知事への軽易な意見陳述に関すること。</p> <p>2 特定非営利活動促進法第43条の2に基づく知事への軽易な意見陳述に関すること。</p> <p>3 貸金業の規制等に関する法律第44条の3に基づく知事への軽易な意見陳述に関すること。</p> <p>4 使用済自動車の再資源化等に関する法律第125条に基づく知事への軽易な意見陳述に関すること。</p>
薬物銃器対策課			<p>1 裁判所、検察庁からの銃砲刀剣類等の引継ぎに関すること。</p>
国際捜査課	<p>1 重要な国際捜査共助に関すること。</p>	<p>1 軽易な国際捜査共助に関すること。</p>	<p>1 軽易な国際刑事警察機構の事務に関すること。</p> <p>2 指定通訳員の派遣命令に関すること。</p>
生活安全企画課		<p>1 重要な地域安全活動に関すること。</p>	<p>1 重要な精神病者の逃走手配に関すること。</p> <p>2 軽易な地域安全活動に関すること。</p> <p>3 地域安全情報の収集、活用に関すること。</p>
人身安全対策課		<p>1 ストーカー行為等の規制等に関する法律関係法令の解釈その他運用に係る指示に関すること。</p>	<p>1 社会的影響のおそれある行方不明者及び迷い子の手配に関すること。</p>

		<p>2 ストーカー行為等の規制等に関する法律第4条の規定による警告の決定</p> <p>3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律関係法令の解釈その他運用に係る指示に関すること。</p>	<p>2 ストーカー行為等の規制等に関する法律関係法令の解釈その他運用に係る軽易な指示に関すること。</p> <p>3 ストーカー行為等の規制等に関する法律第4条第3項の規定による通知</p> <p>4 ストーカー行為等の規制等に関する法律第7条第1項の規定による援助の決定</p> <p>5 ストーカー行為等の規制等に関する法律第13条第1項の規定による報告又は資料の提出の要求</p> <p>6 ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則第2条の規定による警告書の交付</p> <p>7 ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則第3条の規定による通知書の交付</p> <p>8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律関係法令の解釈その他運用に係る軽易な指示に関すること。</p>
保安課		<p>1 質屋、古物及び金届くず営業の関係法令の解釈その他運用に係る指示に関すること。</p> <p>2 警備業の関係法令の解釈その他運用に係る指示に関すること。</p> <p>3 銃砲刀剣類所持等取締法令の解釈その他運用に係る指示に関すること。</p> <p>4 火薬類取締法令の解釈その他運用に係る指示に関すること。</p> <p>5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係法令の解釈その他運用に係る指示に関すること。</p>	<p>1 婦人捕専院法に基づく連戻しの援助請求に関する手配に関すること。</p> <p>2 質屋、古物及び金届くず営業の関係法令の解釈その他運用に係る軽易な指示に関すること。</p> <p>3 警備業の関係法令の解釈その他運用に係る軽易な指示に関すること。</p> <p>4 銃砲刀剣類所持等取締法令の解釈その他運用に係る軽易な指示に関すること。</p> <p>5 火薬類取締法令の解釈その他運用に係る軽易な指示に関すること。</p> <p>6 裁判所及び検察庁からの銃砲刀剣類等（拳銃等を除く。）の引継ぎに関すること。</p> <p>7 自衛隊に対する爆発物の処理要請に関すること。</p> <p>8 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係法令の解釈その他運用に係る軽易な指示に関すること。</p>
少年課			<p>1 青少年愛護条例の取締りに係る運用に関すること。</p> <p>2 少年非行の統計及び情報に関すること。</p> <p>3 要保護少年、児童虐待を受けたと思われる児童及び施設等を逃走した少年の取扱いに関すること。</p>
地域企画課		<p>1 重要な地域警察の運営に関すること。</p>	<p>1 軽易な地域警察の運営に関すること。</p>

		2 重要な一般警戒及び雑踏警備に関すること。	2 交番、駐在所、詰所及び警備派出所の設置、移転、廃止及び統合についての調査に関すること。 3 交通機関への警乗に関すること。 4 水難、山岳遭難その他の事故防止に関すること。 5 軽易な一般警戒及び雑踏警備に関すること。
通信指令課		1 非常通報装置設置（新設に限る。）申請に伴う承認に関すること。	1 警察無線通信の統制及び指令等に関すること。 2 緊急配備に関すること。 3 非常通報装置設置（新設を除く。）申請に伴う承認に関すること。 4 携帯無線機及び受令機の運用に関すること。 5 110番に対する謝意表明に関すること。
第一機動パトロール隊			1 所属警ら用無線自動車の維持管理に関すること。
第二機動パトロール隊			1 所属警ら用無線自動車の維持管理に関すること。
鉄道警察隊		1 鉄道施設における重要な外勤警察の運営に関すること。	1 鉄道施設における軽易な外勤警察の運営に関すること。
交通企画課		1 重要な交通安全対策及び交通安全教育に関すること。	1 交通警察の調査及び研究に関すること。 2 軽易な交通安全対策及び交通安全教育に関すること。 3 交通検問所及び交通詰所の設置、移転、廃止及び統合についての調査に関すること。 4 交通事故の分析及び交通事故統計に関すること。
交通規制課		1 交通管制の運用に関すること。	1 軽易な交通管制の運用に関すること。 2 交通実態の調査に関すること。
交通指導課		1 反則金相当額又は反則金の返還の決定に関すること。	1 交通法令違反事件の即決処理に関すること。 2 道路交通法第127条第2項の規定に基づく通知及び通告に関すること。
運転免許課	1 運転免許の効力の90日以上停止の処分の重要な決定に関すること。	1 運転免許の効力の90日以上停止の処分の軽易な決定に関すること。	1 運転免許の保留及び道路交通法第90条第5項の規定による運転免許の効力の停止の処分の決定に関すること。 2 運転免許の効力の90日未満の停止の処分の決定に関すること。 3 運転免許の保留及び効力の停止の処分の執行に関すること。 4 運転免許の保留及び効力の停止の期間の短縮に関すること。

			<ul style="list-style-type: none"> <li>5 運転免許の効力の停止の処分に係る意見の聴取及び聴聞の手続に関すること。</li> <li>6 仮運転免許の取消しの決定及び執行に関すること。</li> <li>7 運転適性相談及び運転適性検査に関すること。</li> <li>8 運転免許試験場施設等の一時使用に関すること。</li> </ul>
運転免許試験場			<ul style="list-style-type: none"> <li>1 臨時に運転免許試験を行う場所の指定に関すること。</li> <li>2 仮運転免許証の作成に関すること。</li> </ul>
交通機動隊			<ul style="list-style-type: none"> <li>1 所属の交通取締用自動車の維持に関すること。</li> </ul>
高速道路交通警察隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 高速自動車国道等における重要な交通警察の運営に関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 高速自動車国道等における軽易な交通警察の運営に関すること。</li> <li>2 所属の交通取締用自動車の維持管理に関すること。</li> </ul>	
公安第一課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 警備情報の収集、活用に関すること。</li> <li>2 警備資料の整備に関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 軽易な警備情報の収集、活用に関すること。</li> <li>2 軽易な警備資料の整備に関すること。</li> </ul>	
公安第二課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 警備情報の収集、活用に関すること。</li> <li>2 警備資料の整備に関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 軽易な警備情報の収集、活用に関すること。</li> <li>2 軽易な警備資料の整備に関すること。</li> </ul>	
公安第三課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 警備情報の収集、活用に関すること。</li> <li>2 警備資料の整備に関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 軽易な警備情報の収集、活用に関すること。</li> <li>2 軽易な警備資料の整備に関すること。</li> </ul>	
警備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 重要な警衛及び警護に関すること。</li> <li>2 特に重要な警備計画の策定及び実施に関すること。</li> <li>3 警察庁に対する緊急事態報告に関すること。</li> <li>4 集会、集団行進及び集団示威運動の許可（必要な条件を付け、又は条件を変更することを含む。）に関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 軽易な警衛及び警護に関すること。</li> <li>2 重要な警備計画の策定及び実施に関すること。</li> <li>3 警備部隊の動員及び運用に関すること。</li> <li>4 女性警察官特別機動隊員の指名及び解除に関すること。</li> <li>5 銃器対策部隊員、爆発物対応専門部隊員及びNBCテロ対策部隊員の指名及び解除に関すること。</li> <li>6 機動隊の運用に関すること。</li> <li>7 警備資料の整備に関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 警衛及び警護に関する手配及びその解除に関すること。</li> <li>2 軽易な警備計画の策定及び実施に関すること。</li> <li>3 軽易な警備部隊の運用及び訓練に関すること。</li> <li>4 管区機動隊員及び第二機動隊員の定期の教養訓練に関すること。</li> <li>5 軽易な警備資料の整備に関すること。</li> </ul>
災害対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 国際警察緊急援助隊の海外派遣に関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 国際警察緊急援助隊員の指名及び解除に関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害情報の伝達に関すること。</li> </ul>
外事課		<ul style="list-style-type: none"> <li>1 警備情報の収集、活用に関すること。</li> <li>2 在日外国機関との連絡並びに外国人の保護及び外国人に対する便宜供与に関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 軽易な警備情報の収集、活用に関すること。</li> <li>2 軽易な在日外国機関との連絡並びに外国人の保護及び外国人に対する便宜供与に関すること。</li> </ul>

		3 警備資料の整備に関すること。	3 密航監視哨しょうの事務に関する こと。 4 軽易な警備資料の整備に関する こと。
機動隊		1 管区機動隊員及び第二機動隊の中隊 長以上の隊員の指名及び解除に関す ること。	1 隊員の教養訓練に関すること。 2 第二機動隊の小隊長以下の隊員の指 名及び解除に関すること。
学校			1 学生の規律その他に関し、内規を定 めること。 2 学生の教養訓練の計画及び実施に関 すること。 3 学生の実務研修及び見学に関するこ と。 4 学生の試験の実施及びその成績の決 定に関すること。 5 卒業証書及び修了証書の授与に関す ること。 6 学校施設の一時使用に関すること。
神戸市警察 部庶務課		1 神戸市及びその関係機関並びに神戸 市内各警察署との重要な事項の連絡 調整に関すること。	1 神戸市及びその関係機関並びに神戸 市内各警察署との軽易な事項の連絡 調整に関すること。
方面本部		1 担当方面内各警察署との連絡調整に 関すること。	

2 次席、副隊長、副校長、管理官、参事、調査官、副参事、主幹及び所属長補佐の専決事項

事務の内容	所属名	次席 副隊長 副校長	管理官 参事 調査官 副参事	主幹 所属長 補佐	備考
1 軽易な各種報告、照会、回答、通報及 び連絡の処理に関すること。	共通	○	○		軽微な ものは 主幹及 び所属 長補佐
2 軽微な定例報告の処理に関すること。				○	
3 所属職員の願い届けに関すること。		○			
4 課日誌等軽易な簿冊の処理に関するこ と。		○	○		軽微な ものは 主幹及 び所属 長補佐
5 軽易な所掌事務に係る実務指導に関す ること。				○	
6 被疑者の留置及び護送に関すること。		○			
7 給与の証明に関すること。		○			
8 識別章の番号票の貸与及び返納に関す ること。		○			

9 犯罪捜査規範（昭和 32 年国家公安委員会規則第 2 号）第 102 条第 2 項並びに少年警察活動規則（平成 14 年国家公安委員会規則第 20 号）第 20 条第 5 項及び第 31 条第 3 項に基づく呼出簿の処理に関する こと。				○	
10 捜査嘱託書、捜査関係事項照会書、前科照会書、身上調査照会書及び照会管理簿の処理に関する こと。				○	
11 触法調査嘱託書、ぐ犯調査嘱託書、触法調査関係事項照会書、ぐ犯調査関係事項依頼書、身上調査照会書（触法調査）、身上調査依頼書（ぐ犯調査）及び身上調査依頼書の処理に関する こと。				○	
12 非常無線通信実施報告書の処理に関する こと。	○	○			
13 無線電話普通点検記録表の処理に関する こと。	○	○			
14 無線電話申請書の処理に関する こと。	○	○			
15 無線機器臨時使用申込書の処理に関する こと。	○	○			
1 公印の改刻の処理に関する こと。	総務課	○			
2 電子署名カードの更新に関する こと。		○			
3 帳票の登録に関する こと。		○			
4 公文書の浄書及び印刷に関する こと。		○			
5 警察部内報の発行に関する こと。		○			
6 軽易な文書類の運送に関する こと。		○			
7 兵庫県警察法規集の編集及び発行に関する こと。		○			
8 納入出版物の協議に関する こと。		○			
1 報酬、給料、職員手当、共済費、災害補償費、旅費、備品購入費（財務規則第 7 条に基づく企画管理部長協議を除く。）及び役務費（特異なものを除く。）の支出負担行為及び支出の決定に関する こと。	会計課			○	
2 需用費のうち、燃料費、光熱水費、消耗品費（特異なもの及び財務規則第 7 条に基づく企画管理部長協議を除く。）、印刷製本費及び修繕料（財産及び重要物品を除く。）の支出負担行為及び支出の決定に関する こと。				○	
3 使用料及び賃借料のうち、会場借上料及び下水道使用料の支出負担行為及び支出の決定に関する こと。				○	

4 歳出の戻入及び更正の決定に関する こと。				○	
1 給貸与品の支給（貸与）、交換及び返 納に関すること。	装備課	○			
2 けん銃及び弾薬の貸与、返納、修理等 に関すること。		○			
1 犯歴照会、ぞう品照会及び車両ナンバ ー照会の処理に関すること。	情報管 理課			○	
1 本部留置施設、本部姫路留置施設、本 部篠山留置施設、神戸地方検察庁警察官 詰所、神戸地方検察庁伊丹支部警察官詰 所、神戸地方検察庁尼崎支部警察官詰 所、神戸地方検察庁明石支部警察官詰所 及び神戸地方検察庁姫路支部警察官詰所 の軽易な管理運営に関すること。	留置管 理課	○		○	
2 神戸地方検察庁警察官詰所、神戸地方 検察庁伊丹支部警察官詰所、神戸地方検 察庁尼崎支部警察官詰所、神戸地方検 察庁明石支部警察官詰所及び神戸地方検 察庁姫路支部警察官詰所用護送車の運行に 関すること。		○		○	
3 本部留置施設、本部姫路留置施設及び 本部篠山留置施設収容被疑者の護送に関 すること。		○		○	
1 警察官以外の職員のうち、主任以上の 者を除く職員の辞令伝達に関すること。	警務課	○			
2 軽易な公安委員会告示、告示（本部長 名で公示するものに限る。）及び一般通 達甲の審査に関すること。				○	
3 職員（退職者を含む。）の経歴証明及 び軍歴証明に関すること。				○	
1 図書の貸出しに関すること。	教養課	○			
1 警察共済組合、警察職員生活協同組 合、警察互助会、健康管理及び待機宿舍 等の管理に係る成規規定例の事務に関す ること。	厚生課	○	○		軽微な ものは 主幹及 び所属 長補佐
1 刑事部報の編集計画に関すること。	刑事企 画課		○		
2 軽易な指名手配及び指名通報並びに指 名手配被疑者の受渡しに関すること。		○			
3 本部取調室の使用に関すること。		○			
4 犯罪統計原票の処理に関すること。				○	
1 軽易な検視及び死体見分に関するこ と。	捜査第 一課		○		
1 手口資料及びぞう品手配の受理に関す ること。	捜査第 三課			○	

2	ぞう品照会の処理に関する事。				○	
3	被害速報の取扱いに関する事。				○	
1	指紋、足こん跡、写真等の処理に関する事。	鑑識課	○			
2	身元不明死体票及び行方不明者届受理票の処理に関する事。		○			
3	機動鑑識隊及び警察犬の出動に関する事。		○			
1	軽易な鑑定、検査事務の処理に関する事。	科学捜査研究所	○			
1	緊急出動に関する事。	機動捜査隊	○		○	
2	活動区域外における初動捜査に関する事。		○		○	
3	軽易な勤務変更に関する事。		○		○	
1	G資料の出力又は廃棄の確認に関する事。	組織犯罪対策課			○	
1	軽易な部外への暴力団情報の提供に関する事。	暴力団対策課		○		
1	軽易な麻薬及び覚醒剤関係事犯の情報の処理に関する事。	薬物銃器対策課	○			
1	指定通訳員の異動又は外国語技能検定級位の変更等の報告に関する事。	国際捜査課			○	
2	登録通訳員の推薦に関する事。				○	
3	通訳要請に関する事。		○			
4	指定通訳員の派遣期間の延長の要請に関する事。		○			
5	通訳員の運用結果の報告に関する事。				○	
1	軽易な地域安全情報の処理に関する事。	生活安全企画課	○			
1	行方不明者手配（社会的影響のおそれある行方不明者、迷い子等の手配を除く。）に関する事。	人身安全対策課			○	
1	軽易な保健衛生及び経済関係事犯の情報の処理に関する事。	生活経済課	○			
2	軽易な公害関係事犯の情報の処理に関する事。		○			
1	軽易な地域警察の教養に関する事。	地域企画課			○	
2	軽易な地域警察活動の指導に関する事。			○		

1 非常通報装置の運用に関する事	通信指 令課		○		
1 無線自動車の軽易な使用管理に関する事	第一機 動パト ロール 隊			○	
2 当務配置運用計画及び実施に関する事				○	
3 事件・事故の引継ぎの処理に関する事				○	
4 パトカー活動重点通報書の処理に関する事				○	
5 活動記録の処理に関する事				○	
6 地域警察関係定例報告の処理に関する事		○			
1 無線自動車の軽易な使用管理に関する事	第二機 動パト ロール 隊			○	
2 当務配置運用計画及び実施に関する事				○	
3 事件・事故の引継ぎの処理に関する事				○	
4 パトカー活動重点通報書の処理に関する事				○	
5 活動記録の処理に関する事				○	
6 地域警察関係定例報告の処理に関する事		○			
1 当務配置運用計画及び実施に関する事	鉄道警 察隊			○	
2 事件・事故の引継ぎの処理に関する事				○	
3 活動記録の処理に関する事				○	
4 地域警察関係定例報告の処理に関する事		○			
1 交通事故統計原票の処理に関する事	交通企 画課			○	
2 交通相談受理簿の処理に関する事		○			
1 交通切符及び交通反則切符の受払いに関する事	交通指 導課	○			
2 交通違反取締機器材の軽易な修理に関する事				○	
3 道路交通法第127条第1項の規定に基づく通告及び同法第129条第2項の規定に基づく公示通告に関する事			○		
4 交通反則該当事件として検察庁又は家庭裁判所から逆送された事件の処理に関する事			○		

5 家庭裁判所に対する反則金納付者の通知に関する事。			○		
1 交通鑑識班の出動に関する事。	交通捜査課			○	
2 交通事故事件の鑑定嘱託に関する事。				○	
1 仮運転免許の取消し決定の通知に関する事。	運転免許課			○	
1 運転免許試験実施状況表の処理に関する事。	運転免許試験場	○			
2 仮運転免許証の交付及び返納に関する事。		○			
3 仮運転免許証交付手数料納入書及び事務処理表の決裁に関する事。		○			
4 仮運転免許（要手数料）事務処理簿の決裁に関する事。		○			
1 道路交通法の規定に基づく通知の処理に関する事。	交通機動隊	○		○	
1 道路交通法の規定に基づく許可、協議及び通知の処理に関する事。	高速道路交通警察隊	○		○	
2 道路法の規定に基づく協議の処理に関する事。		○		○	
3 緊急配備被疑者行動調査票の処理に関する事。		○		○	
1 軽易な気象情報の伝達に関する事。	災害対策課	○			

別表第2（第10条・第11条関係）

1 署長専決事項

1 署運営の総合企画及び実施に関する事。
2 取締り、捜査又は行事の計画実施に関する事。
3 署員の職を指定すること。ただし、本部長から職を指定されたものを除く。
4 署員に出張を命ずること。
5 署員に職務上訓示すること。
6 署員を招集すること。
7 他行政機関、団体等との連絡に関する事。
8 旅行依頼に関する事。
9 住居手当、通勤手当の認定（在勤庁の指定を除く。）及び給与の口座振込みの申出又は申出の変更の承認に関する事。
10 職務に専念する義務の免除に関する事。

2 副署長等の専決事項

関係所属	事務の内容	専決者				
		副署長	担当官	次長	警部の課長	警部補の課長

各課共通	1 令達処理簿等軽易な簿冊の処理に関する事 こと。	○	○	○		
	2 軽易な各種報告、照会、回答、通報 及び連絡の処理に関する事 こと。	○	○	○		
	3 軽微な定例報告の処理に関する事 こと。				○	○
	4 所属職員の願い届けの処理に関する 事 こと。	○		○		
	5 被害届の処理に関する事 こと。		○		○	
	6 識別章の番号標の貸与及び返納に関 する事 こと。	○		○		
	7 犯罪捜査規範（昭和 32 年国家公安委 員会規則第 2 号）第 102 条第 2 項並び に少年警察活動規則（平成 14 年国家公 安委員会規則第 20 号）第 20 条第 5 項 及び第 31 条第 3 項に基づく呼出簿の処 理に関する事 こと。				○	
	8 捜査嘱託書、捜査関係事項照会書、 前科照会書、身上調査照会書及び照会 管理簿の処理に関する事 こと。				○	
	9 触法調査嘱託書、ぐ犯調査嘱託書、 触法調査関係事項照会書、ぐ犯調査関 係事項依頼書、身上調査照会書（触法 調査）、身上調査依頼書（ぐ犯調査） 及び身上調査依頼書の処理に関する事 こと。				○	
総務課	1 公印の改刻の手續に関する事 こと。	○		○		
	2 電子署名カードの更新に関する事 こと。	○		○		
	3 各種警察証明の交付に関する事 こと。	○		○		
県民広 報課	1 シンボルマスコット変更使用・使用 許可申請書の処理に関する事 こと。				○	○
	2 シンボルマスコット着ぐるみ借用書 の処理に関する事 こと。				○	○
会計課 装備課	1 遺失届の処理に関する事 こと。				○	○
	2 拾得物件控書の処理に関する事 こと。				○	○
	3 遺失物法第 10 条に基づく処分（滅失 又は毀損するおそれのあるものに限 る。）に関する事 こと。				○	○
	4 提出物件の保管委託の処理に関する 事 こと。				○	○
	5 個人情報関連物件廃棄の処理に関す る事 こと。				○	○
	6 フレキシブルディスクの提出の処理 に関する事 こと。				○	○

	7 保管物件届出書、物件売却届出書及び物件処分届出書の処理に関する事 こと。				○	○
	8 拾得物件関係事項照会書の処理に關 すること。				○	○
	9 県有物品の管理換に関する事（重 要物品を除く。）。				○	○
	10 装備品の定期点検に関する事。	○		○		
	11 けん銃等受払簿の処理に関する事 こと。	○		○		
	12 けん銃等交付申請・受領書の処理に 関すること。				○	
	13 支給品及び貸与品の代品の申請に關 すること。				○	○
	14 警察手帳の保管に関する事。	○		○		
	15 日常点検整備記録表及び通常（定 期、特別）点検整備記録表の処理に關 すること。	○		○		
	16 車両整備状況の処理に関する事。				○	
	17 装備資機材の借用に関する事。				○	○
	18 職員の証の貸与及び再貸与の申請並 びに返納に関する事。				○	○
留置管 理課	1 被留置者の一時出し入れの承認に關 すること。				○	
	2 差入れ等の承認に関する事。				○	
	3 被留置者所持金品の受払いの承認に 関すること。				○	
	4 常備医薬品の使用の承認に関する事 こと。				○	
	5 被留置者の信書の発受の承認に關 すること。				○	
	6 軽易な定型的護送の指揮に関する事 こと。				○	
警務課	1 公務従事車両証明書等の取扱いに關 すること。	○	○	○		
	2 公務旅行証明使用状況調の処理に關 すること。	○		○		
	3 職員勤務異動報告の処理に関する事 こと。	○		○		
	4 公務傷病者医療機関指定申請書の処 理に関する事。	○		○		
	5 給与に係る証明に関する事。	○		○		
教養課	1 教案の決裁に関する事。	○		○		

厚生課	1 警察共済組合、警察職員生活協同組合、警察互助会及び待機宿舎等の管理に係る成規定例の事務に関する事。				○	
刑事企画課	1 統計原票の送付に関する事。				○	
捜査第二課	1 詐欺犯速報票の処理に関する事。				○	
捜査第三課	1 刑事日報、窃盗犯日報等の処理に関する事。				○	
	2 重要窃盗犯等検挙報告書及びひったくり事件検挙報告書の処理に関する事。				○	
鑑識課	1 指紋原紙、指紋票、現場指紋、足痕跡等の鑑識資料の送付に関する事。				○	
	2 指紋照会書及び身元不明死体票の処理に関する事。				○	
	3 機動鑑識隊及び警察犬の出動要請に関する事。				○	
科学捜査研究所	1 鑑定嘱託書の処理に関する事。				○	
組織犯罪対策課	1 G資料収集整備担当者の指名に関する事。				○	
	2 G資料収集整備補助者の指名に関する事。				○	
	3 G資料の作成等に伴う情報・資料発送簿の作成に関する事。				○	
	4 G資料の出力又は廃棄の確認に関する事。				○	
暴力団対策課	1 軽易な部外への暴力団情報の提供に関する事。				○	
薬物銃器対策課	1 登録原票及び登録補助票の作成及び送付に関する事。				○	
国際捜査課	1 指定通訳員の異動又は外国語技能検定級位の変更等の報告に関する事。				○	
	2 登録通訳員の推薦に関する事。				○	
	3 通訳要請に関する事。	○		○		
	4 指定通訳員の派遣期間の延長の要請に関する事。	○		○		
	5 通訳員の運用結果の報告に関する事。				○	
	1 保護場所の決定に関する事。				○	

生活安全企画課	2 被保護者の関係機関への引継ぎ、通報（通知）及び保護期間延長許可請求に関すること。				○	
	3 保護カードの処理に関すること。				○	
	4 地域安全活動に関すること。				○	
人身安全対策課	1 行方不明者届受理票、手配書等の処理に関すること。				○	
	2 迷い人発見時の報告及び行方不明者届の有無の確認に関すること。				○	
	3 行方不明者の発見に必要な照会及び関係機関等への協力の求めに関すること。				○	
	4 ストーカー事案又は配偶者等からの暴力事案の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限等の援助に関すること。				○	
生活経済課	1 公害関係事犯の情報の処理に関すること。	○	○	○		
保安課	1 質屋、金属くず商、古物商又は古物市場主に対する立入り及び調査の報告に関すること。				○	
	2 警備業者に対する立入検査の報告に関すること。				○	
	3 銃砲刀剣類発見届の処理に関すること。				○	
	4 銃砲刀剣類等の一時保管等の処理に関すること。	○	○	○		
	5 刀剣類等登録通知書の処理に関すること。				○	
	6 武器等製造法関係通報の処理に関すること。				○	
	7 火薬庫等の立入検査職員の指定に関すること。	○	○	○		
	8 火薬類の運搬通知の処理に関すること。				○	
	9 核燃料物質等の運搬通知及び許可通報の処理に関すること。	○	○	○		
	10 高圧ガス保安法関係通報の処理に関すること。				○	
	11 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係通報の処理に関すること。				○	
	12 消防法関係通報の処理に関すること。				○	
	13 発見された不発弾等の処理に関すること。	○	○	○		

少年課	1 補導票（誓約書を含む。）及び少年カードの処理に関する事				○	
	2 青少年愛護条例による有害図書及び有害図書の指定通知処理に関する事				○	
地域企画課	1 基本勤務例策定表の処理に関する事		○		○	
	2 当務配置運用計画及び実施に関する事		○		○	
	3 事件・事故の申継ぎの処理に関する事	○	○	○		
	4 活動記録（自動車警ら隊・自動車警ら班用、移動交番車用、警察用船舶用）の処理に関する事		○		○	○
	5 地域警察関係定例報告の処理に関する事	○	○	○		
	6 交番相談員活動記録の処理に関する事		○		○	
	7 交番相談員活動状況報告書の処理に関する事		○		○	
通信指令課	1 110番通報受理票の処理に関する事				○	○
	2 非常無線通信実施報告書の処理に関する事		○		○	
	3 無線電話普通点検記録表の処理に関する事	○		○		
	4 無線電話申請書の処理に関する事		○		○	
	5 無線機器臨時使用申込書の処理に関する事		○		○	
	6 署緊急配備実施結果表の処理に関する事		○		○	
	7 緊急配備被疑者行動調査票の処理に関する事		○		○	
	8 緊急配備訓練計画書の処理に関する事		○		○	
	9 緊急配備訓練実施結果報告書の処理に関する事		○		○	
	10 謝意表明通報書の処理に関する事		○		○	
	11 署長謝意表明実施結果報告書の処理に関する事		○		○	
	12 非常通報装置の設置承認申請書等の処理及び非常通報装置設置者に対する指導に関する事	○	○	○		

交通企画課	1 交通事故統計原票の処理に関する こと。				○	○
	2 自動車運転代行業の認定申請書等 及び変更届出書等の送付に関する こと。				○	
	3 地域交通安全活動推進委員活動表 の処理に関すること。				○	○
	4 地域交通安全活動推進委員活動結 果の定期報告に関すること。				○	○
	5 道路交通法施行規則第1条の4第2 項に基づく確認に関すること。				○	
交通規制課	1 交通規制に伴う道路管理者に対す る意見照会に関すること。				○	○
	2 道路交通法第8条（通行の禁止等） 第2項、同法第45条（駐車を禁止す る場所）第1項ただし書、同法第49条の 5（時間制限駐車区間における駐車の 特例）、同法第56条（乗車又は積載の 方法の特例）、同法第57条（乗車又は 積載の制限）第3項及び同法第77条 （道路の使用許可）第1項の規定によ る許可の処理に関すること。				○	○
	3 道路交通法第79条（道路の管理者と の協議）、同法第80条（道路管理者の 特例）第1項及び道路法第32条（道路 の占用の許可）第5項の規定による協 議の処理に関すること。				○	○
	4 道路法第95条の2第1項ただし書の 規定による道路管理者からの通知の処 理に関すること。				○	○
	5 自動車保管場所証明及び保管場所の 届出の受理の処理に関すること。				○	○
交通指導課	1 交通切符、反則切符及び点数切符の 処理に関すること。	○	○	○		
	2 道路交通法第51条第7項及び第8項 の規定による告知に関すること。	○	○	○		
	3 道路交通法第51条第9項の規定によ る公示に関すること。	○	○	○		
	4 道路交通法第51条第10項の規定に よる公表に関すること。	○	○	○		
	5 道路交通法第51条第12項の規定に よる車両の売却及び売却代金の保管 （同条第22項において読み替えて準用 する場合を含む。）に関すること。	○	○	○		
	6 道路交通法第51条第16項の規定に よる負担金の納付命令（同条第22項に おいて読み替えて準用する場合を含 む。）に関すること。	○	○	○		

7	道路交通法第 51 条第 17 項の規定による督促（同条第 22 項において読み替えて準用する場合を含む。）に関する こと。	○	○	○		
8	道路交通法第 51 条第 18 項の規定による負担金等の徴収（同条第 22 項において読み替えて準用する場合を含む。）に関する こと。	○	○	○		
9	道路交通法第 51 条第 21 項の規定による登録の嘱託に関する こと。		○		○	
10	道路交通法第 51 条の 2 第 1 項に規定する報告又は資料の提出要求及び同条第 2 項の規定による照会又は協力の要求に関する こと。	○	○	○		
11	道路交通法第 51 条の 12 第 1 項の規定による公示に関する こと。	○	○	○		
12	駐車監視員資格者証の交付に関する こと。		○		○	
13	道路交通法第 58 条の 5 第 2 項の規定による過積載車両の運転の要求等の禁止違反に係る再発防止命令に関する こと。	○	○	○		
14	道路交通法第 63 条（車両の検査等）第 6 項の規定による通知の処理に関する こと。				○	○
15	道路交通法第 63 条（車両の検査等）第 7 項の規定による通知の処理に関する こと。				○	○
16	道路交通法第 81 条第 4 項の規定による工作物又は物件の売却及び売却代金の保管に関する こと。	○	○	○		
17	道路交通法第 81 条第 8 項の規定による負担金の納付命令に関する こと。	○	○	○		
18	道路交通法第 81 条第 9 項の規定による督促に関する こと。	○	○	○		
19	道路交通法第 81 条第 10 項の規定による負担金等の徴収に関する こと。	○	○	○		
20	自動車の保管場所の確保等に関する法律第 8 条の規定による通知に関する こと。				○	
21	集中（重点・特別）指導取締計画表の処理に関する こと。	○	○	○		
22	交通取締用自動車活動日誌（警察署用）の処理に関する こと。				○	
23	放置違反金等の納付及び徴収を証する書面の交付に関する こと。	○	○	○		

	24 駐車監視員資格者講習の受講申込書の受理に関する事。		○		○	
	25 駐車監視員資格者講習修了証明書の交付に関する事。		○		○	
	26 駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認める者の認定に係る認定申請書の受理に関する事。		○		○	
	27 駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認める者の認定に係る認定書の交付に関する事。		○		○	
	28 放置車両確認標章に係る携帯端末等の管理及び放置車両確認標章の処理に関する事。		○		○	
交通捜査課	1 重要交通事故以外の交通事故事件の処理に関する事。	○	○	○		
運転免許課	1 前歴通知書の交付に関する事。				○	○
	2 運転免許の保留及び効力の停止の処分の執行に関する事。				○	○
	3 仮運転免許取消し処分の執行に関する事。				○	○
	4 運転免許の保留等の期間の短縮事務に関する事。				○	○
	5 仮運転免許証の返納の受理に関する事。				○	
運転免許試験場	1 運転免許試験実施状況表の処理に関する事。	○		○		
	2 仮運転免許証の交付に関する事。	○		○		
	3 仮運転免許証の運転免許手数料事務処理票の処理に関する事。	○		○		
公安第一課 公安第二課 公安第三課 警備課 災害対策課 外事課	1 軽易な情報報告の処理に関する事。	○		○		
	2 軽易な警備実施結果報告の処理に関する事。	○		○		
	3 警備訓練に係る月報の処理に関する事。	○		○		
	4 災害対策基本法第59条第2項の規定による市町村長からの要求の処理に関する事。	○		○		
	5 災害対策基本法第66条に規定する漂流物又は沈没品の保管に関する事。	○		○		
	6 災害に係る月報の処理に関する事。				○	○

別表第3 (第12条関係)

交番勤務員及び駐在所勤務員の専決事項

事務の内容	交番勤務員及び駐在所勤務員
1 道路交通法第8条第2項の規定による通行許可に係る申請書の受理及び許可証の交付に関すること。	○
2 道路交通法第57条第3項の規定による車両の積載制限外の許可に係る申請書の受理及び許可証の交付に関すること。	○

別表第4 (第48条の2関係)

署のブロック編成等

ブロック名	ブロック代表署	グループ名	構成警察署
神戸	生田	神戸東	東灘 灘 葺合 生田 神戸水上
		神戸中	兵庫 長田 神戸北 有馬
		神戸西	須磨 垂水 神戸西
阪神	西宮	阪神東	尼崎南 尼崎東 尼崎北
		阪神西	芦屋 西宮 甲子園
		阪神北	宝塚 伊丹 川西
		三丹	三田 篠山 丹波
東播	明石	東播南	明石 加古川 高砂
		東播北	三木 小野 加東 加西 西脇
西播	姫路	西播東	姫路 飾磨 網干 福崎
		西播西	たつの 相生 赤穂 宍粟
但馬	豊岡	但馬	南但馬 豊岡 美方
淡路	洲本	淡路	洲本 淡路 南あわじ









様式第3号の2 (第21条関係)

電 話 等 用 紙

分類記号	
保存期限	

発・受信日時			
発 信 者		発信取扱者	
受 信 者		受信取扱者	

件名

要旨/内容

決裁履歴


兵庫県警察本部長 殿

所属長

事務引継報告書

年 月 日発令の異動に伴い、兵庫県警察処務規程第24条の規定に基づく事務引継ぎを下記のとおり完了したので報告する。

記

1 引継年月日

年 月 日

2 当事者署名

前任者 階級 氏 名

後任者 階級 氏 名

警察署当番日誌

[その1]

署長	副署長等	警務課(係)長	月 日 曜日 天候					
指示事項								
	係	階級	氏 名		指定	申 継 ぎ		
当番責任者						變 本 簿冊 冊 その他		
当番副責任者								
当 番 員	係	階級	氏 名	指定	係	階級	氏 名	指定
110番受理件数		件		広 報		件		
被害発生種別 (件数)		犯罪検挙種別 (件数)		交通事故種別 (件数)		その他事件、事故等種別 (件数)		
( 件)		( 件)		死亡 ( 件)		変死 ( 件)		
( 件)		( 件)		重傷 ( 件)		火災 ( 件)		
( 件)		( 件)		その他 ( 件)		保護 ( 件)		
( 件)		( 件)		計 ( 件)		相談 ( 件)		
( 件)		( 件)		ひき逃げ ( 件)				
計 ( 件)		計 ( 件)						
少年の取扱い	有 ( 検挙		人 捕縛		人 ) + 無			
取受文書	書留 件		速達 件		その他 件			
	引 受 時			引 継 時				
	男	女	計	男	女	計		
被留置者	人	人	人	人	人	人		
	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
被保護者	人	人	人	人	人	人		

- 注 1 「指定」欄には、指定勤務の種別を表す記号等を記載すること。  
 2 「被留置者」欄の( )内は特異被留置者を内数で示すこと。  
 3 「被保護者」欄には、保護室を使用した人数を記載すること。  
 4 「取扱事項」及び「措置概要」欄には、被害発生、犯罪検挙、交通事故及びその他事件、事故等の概要を記載すること。  
 5 各項目の記載欄の加減は適宜行うこと。

取扱事項	措置概要
【被害発生】	
【犯罪検挙】	
【交通事故】	
【その他事件、事故等】	

様式第6号 削除

様式第7号 削除



様式第9号 (第51条関係)

兵庫県〇〇警察署

兵庫県〇〇警察署〇〇警備派出所

兵庫県〇〇警察署〇〇交番 (駐在所、詰所)

